

令和3年度 入学志願者案内（後期選抜）

群馬県立利根実業高等学校
〒378-0014 群馬県沼田市栄町165-2
TEL 0278-23-1131
FAX 0278-22-5136

1 募集人員

募集人員は、募集定員から前期選抜募集人員を減じた数とする。ただし、前期選抜合格者数が前期選抜募集人員に満たない場合は、募集定員から前期選抜合格者数を減じた数とする。

全日制の課程	農業系	生物生産科・グリーンライフ科（男・女） くくり募集、定員80名（後期募集人員予定40名）
		創生工学科

2 応募資格

- (1) 学校教育法第57条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは令和3年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは令和3年3月修了見込みの者。
- (2) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者又は令和3年3月に該当する見込みの者。
- (3) 全日制課程前期選抜、フレックススクール前期選抜又は連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者及びフレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜に出願している者は応募資格がないものとする。

3 出願の制限

- (1) 通学区域は、全県一区とする。また、本校の農業系又は創生工学科機械コース及び土木コースに対し、第1志望及び第2志望を志願することができる。
- (2) 高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域からの出願、県外居住者で一家転住等の特別な事情があつての出願、海外帰国者の出願は、令和3年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項による。

4 出願手続

- (1) 志願者は、「入学願書」に受検料として2,200円分の群馬県収入証紙（群馬県証紙）又は払込書による「領収済証明書」（領収印のあるもの）を貼付のうえ、出身又は在学中学校長等を経由して本校校長に提出する。
- (2) 「入学願書」の「志望学科等」の欄には、第1志望及び第2志望の欄に、「農業系」又は「創生工学科機械コース」及び「創生工学科土木コース」のいずれかを記入する。「農業系」と記入した場合はコース名は記入しない。ただし、第2志望を志望しない場合には「入学願書」の「第2志望」の欄に斜線を引く。
- (3) 中学校長等は当該志願者の「調査書」及び「成績一覧表」を本校校長に提出する。ただし、前期選抜の際に「成績一覧表」を提出した場合やすでに中学校を卒業した者のみが出願する場合には、「成績一覧表」の提出は不要とする。
- (4) 入学願書の受付は、2月25日（木）午前9時～午後4時、2月26日（金）午前9時～正午に、本校で行う。
- (5) 本校校長は、「入学願書」を受け付けたときに「受検票」を交付する。
- (6) 入学願書及び受検票の所定の欄に、志願者の写真（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽で令和2年10月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。また、2か所に同一のものとする。）を貼付する。

5 志願先の変更

- (1) 志願先の高等学校又は志望学科等を変更しようとする者（第2志望変更を含む。）は、3月3日（水）午前9時～午後4時30分に1回に限り志願先の変更を行うことができる。
- (2) 志願先変更の手続は、次の順序により行う。
 - ① 変更しようとする者は、中学校長等を経由して、「志願先変更願」及び交付された「受検票」を、本校校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続きをとらなければならない。
 - ② 本校校長は、「志願先変更願」が提出された場合には、「志願先変更証明書」を交付する。
 - ③ 変更しようとする者は、交付された「志願先変更証明書」及び新たな「入学願書」を、中学校長等を経由して、新たに志願する学校の高等学校長に提出する。（県立高等学校間の志願先変更の場合には群馬県収入証紙（群馬県証紙）等の貼付を要しない。）
 - ④ 中学校長等は、当該志願者の「調査書」及び「成績一覧表」を、新たに志願する学校の高等学校長に提出する。ただし、既に「成績一覧表」を提出した場合やすでに中学校を卒業した者のみが出願する場合には、当該高等学校への「成績一覧表」の提出は不要とする。

6 志願の取消し

- (1) 志願の取消しは、次の手続きによること。

ただし、手続きは、3月8日（月）午後4時までに行うものとする。

 - ① 取消しを希望する者は、中学校長等を経由して、「志願辞退届」及び交付された「受検票」を、本校校長に提出する。
 - ② 本校校長は、「志願辞退届」が提出された場合には、「志願辞退証明書」を交付する。
- (2) すでに納付した受検料は還付しない。

7 選抜方法

後期選抜においては、中学校長等から提出された調査書、5教科の学力検査、面接の結果等を総合して、本校・当該学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行う。なお、中学校等の部活動等における実績・成績の評価については、新型コロナウイルス感染症対策のため諸大会等に参加することができなかつた場合でも、参加することができた他の行事等における実績・成績、入学後の活動の意思等を、調査書や志願理由書等において評価する。

8 検査

(1) 検査日程

3月9日(火)	8:20～ 開場	8:40～8:50 受付	9:30～10:20 国語	10:45～11:35 数学	昼食 休憩	12:45～13:35 社会
3月10日(水)	8:20～ 開場	8:40～8:50 受付	9:30～10:20 理科	10:45～11:35 英語	昼食 休憩	12:45～ 面接

- ① 検査当日は、両日とも午前8時20分に本館東側昇降口を開場するので、控室に集合すること。
 - ② 受付は午前8時40分から控室にて行う。
 - ③ 指定の時刻に遅れたり、受検票を忘れた場合には、受検を認めないことがある。
 - ④ 受検票は検査のとき受検者が携帯して提示する。特に大切なものであるから紛失しないように注意する。
 - ⑤ 受検する際の携帯品は、次のとおりとする。
受検票、鉛筆（メーカー記載以外の文字等が印字されていないもの。）又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規（三角定規も可）（ただし、公式や角度等の記入してあるものは使用できない。）
なお、携帯電話、スマートフォン、電子機器、腕時計、分度器及び下敷き等は携帯できない。
 - ⑥ 上履き、昼食等は持参すること。
- (2) 学力検査
- ① 学力検査は、群馬県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「社会」、「理科」及び「英語（リスニングを含む。）」の5教科の検査問題について実施する。難聴の者は、中学校長等を通じてあらかじめ本校校長に申し出ること。
 - ② 学力検査の配点は、各教科100点とし、各教科内の点数配分は、群馬県教育委員会が示した点数配分による。
 - ③ 各教科の学力検査時間は50分間とする。
- (3) 面接
- ① 面接は、3月10日(水)学力検査終了後に実施し、個人面接とする。
 - ② 面接終了時刻は3月8日(月)正午に本校Webページに掲載するとともに、1日目の検査終了時(3月9日)に、本館東側昇降口付近に掲示する。

9 合格者の発表

- (1) 3月17日(水)午前10時に、本校において合格者の受検番号を掲示する。
- (2) 合格者には、入学についての関係書類を配付するので、受検票を持参のうえ合格者発表日の午前11時までには必ず受領すること。
- (3) 電話等による合否の問い合わせには応じない。
- (4) 後期選抜合格者の受検番号のWebページへの掲載については次のとおりとする。
 - ① 合格者の発表は、合格者の受検番号の掲示によるものを正式なものとするが、合格者の受検番号は、県教育委員会が指定したWebページに掲載する。なお、本校のWebページには掲載しない。
 - ② 合格者の受検番号をWebページに掲載する時刻は、午前10時とする。
なお、アクセスが集中することなどにより接続に時間がかかる場合が予想される。また、午前10時以前にWebページを確認した場合、画面が更新されないことがあるので、あらかじめ御了承ください。
- (5) 合格者及びその保護者は、3月22日(月)午後2時から入学予定者説明会を実施しますので、必ず出席してください。

10 その他

- (1) 一家転住及び海外帰国者等の出願等に不明がある場合は、直接本校に照会すること。
- (2) 再募集は、学校全体で5人以上の欠員がある場合に実施するので、別紙募集要項を確認のうえ出願すること。
- (3) 学力検査の教科別得点の開示については、令和3年3月18日(木)から4月16日(金)までの期間(3月18、22、24日、祝日、土曜日、日曜日及び再募集選抜に関わる日程を除く。)、本校応接室において学力検査の教科別得点を、受検生本人(代理は認めない。)の請求により開示する。ただし、保護者の同席は認める。請求の受付は、午前9時から午後4時までとする(正午から午後1時までを除く)。開示を請求する者は、受付で受検票を提示すること。電話等による照会には一切応じない。
- (4) ここに記載されている以外の項目については、「令和3年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。